

## 第 8 章 教育研究等環境

## (1) 現状説明

点検・評価項目① : 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

## 【方針の設定と明示】

本学では「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という建学の理念のもとに、学則の目的（資料 1-3 第 1 条、資料 1-4 第 1 条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料 1-3 第 3 条第 2 項、資料 1-4 第 5 条第 3 項）を定めている。本学の教育研究等環境の整備に関する方針はこれらの目的等を踏まえて定めている（資料 8-1）。学生 1 人ひとりが主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、教育力を高められる教育環境と持続的に研究成果をあげられる研究環境の整備に努めるために、学修・教育研究環境の整備に関して 5 つの方向性を設定している。

この方針は、教授会、部課長会議及び助教連絡会を通じて全教職員に周知する（資料 2-7）とともに、大学 Web サイトで公表している（資料 2-9【ウェブ】）。

## 【有効性や適切性の判断】

教育研究等環境の整備に関する方針は、本学の建学の理念や目的に沿って、教育環境及び研究環境について、理念面と施設面の双方に言及して定めている。加えて、この方針は全教職員に周知の上、大学 Web サイトで広く一般に公表しており、適切に明示していると判断できる。しかし、2020 年度の外部評価において、社会的な変化や大学を取り巻く環境変化に対応した制度整備への取組等を含めた方針の改定が望まれるという指摘を受け（資料 8-2【ウェブ】 p.3）、第 2 次中長期プラン「グランドビジョン（2022～2031）」（第 1 章「理念・目的」参照）に対応する形での改正を予定している。

点検・評価項目② : 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1 : 施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

### 【施設、設備等の整備及び管理】

本学は、本部キャンパスと湖西キャンパスを有している。校地面積は64,850.4㎡、校舎面積については58,464.0㎡を有しており、いずれも「大学設置基準」等の法令上必要な面積を満たしている（[大学基礎データ表1](#)、[基礎要件確認シート19](#)）。

また、本部キャンパス総合整備計画により、本学の主となる教室棟「慶聞館」が2018年3月に竣工し、教室とともに学生支援部事務室（教務課、学生支援課、キャリアセンター）や学習支援施設（学習支援室、語学学習支援室、文藝塾）が稼働している。

湖西キャンパスについては、竣工以来約20年が経過し大幅な改修が必要となっていたグラウンド（全面真砂土仕様）を、人工芝をメインとする仕様に改修し、2020年3月に竣工した。

#### ○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、場所にとらわれず学習、研究を行えることを目的として学内LAN上にファイルサーバを配置し、学生及び教員個人ごとに領域を割り当て、利用できるようにしている。これにより授業時間以外も、継続して学習及び研究を進めることができる。また、VPNも整備し（[資料8-3【ウェブ】](#)）、一部の学内リソースへ自宅などからもアクセスできるよう整備している。学内の教室及び研究室を中心に無線LANを整備し（[資料8-4](#)）、大学が設置した機器のみならず、個人が所有するICT機器も学内LANに接続して（[資料8-5【ウェブ】](#)）、学習及び研究に利用できるよう整備している。

COVID-19感染拡大防止策の一環によるオンライン授業実施に当たり、2020年度から従来限定的に利用されてきたMoodle（学習管理システム）を全学に開放するとともにMicrosoft Teamsを導入し、一部の教室には授業収録システムを整備した（[資料8-6【ウェブ】](#)）。これにより登校できない学生へオンライン授業や対面とオンラインのハイブリット型の授業に参加できる体制を整えた。

#### ○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

校地・校舎等の管理責任体制については「固定資産及び物品管理規程」第4条に「経理責任者（各経理単位の長）は、管理責任者を命じ、管理単位ごとに管理担当者を置いて所属物件を管理させる」と規定している（[資料8-7](#)）。また、「大谷大学危機管理規程」及び「大谷大学危機管理基本マニュアル」のもと（[資料2-13](#)、[資料8-8](#)）、防火・防災体制についても「防火・防災管理規程」並びに「大谷大学大規模地震対応消防計画」を整備し（[資料8-9](#)、[資料8-8 pp.7～20](#)）、学長を管理権原者として、自衛消防隊本部隊及び本部キャンパスの各建物を3地区隊で分担する自衛消防隊各地区隊を組織している。毎年、学長を委員長とする防火・防災管理委員会が年間の防火・防災訓練を計画し、特に防災の日にあわせて大規模災害の発生を想定した消防訓練（消防計画に基づく避難・消火訓練）を全職員

に案内して実施している。しかし、2021 年度は COVID-19 の影響から、防災意識の啓発活動として災害対策に関する DVD を視聴後、避難する形式での訓練とした。また、建築物の定期報告や法定停電による電気設備点検、煤煙測定、受水槽点検など、法令上で必要な安全面並びに衛生面の調査についても「大谷大学危機管理基本マニュアル」におけるリスク管理の体制に則し、毎年、定期的の実施している。

COVID-19 感染防止対策としては、「大谷大学危機管理規程」に基づき設置した危機対策本部が主導し（第 2 章「内部質保証」点検・評価項目②参照）、授業実施時における教室収容定員の 50%制限や教室、研究室、図書館、事務室等へのパーティションの設置、学内各所の抗菌対策（光触媒施工）や手指消毒用アルコール消毒液・除菌スプレー（拭き上げ用ダスター含む）の設置等を行った。また、入退構可能な門を制限するとともに、学内において一定の行動履歴と影響範囲を把握することを目的として、カードリーダーを設置した。

#### ○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全てのキャンパスにおいて、ユニバーサルデザインや環境に配慮し、バリアフリーへの対応を進め、教育・研究のニーズに応じた設備を有して整備している。例えば慶聞館では、車椅子に対応できるよう通路は段差を解消の上、移動に必要な幅を確保しており、館内の扉は原則として引き戸にしている。加えて、大教室は前方まで車椅子で移動できるように設計しており、一部の中教室では車椅子が教壇に上られるよう教卓をフロアにおろしている。さらに慶聞館内では、館内重力換気や太陽光発電を利用したシーリングファン、地熱を利用したクールヒートチューブ、館外にはドライミストを設置し、省エネ化にも取り組んでいる（資料 8-10）。

また、多目的トイレについては、従来の身障者用トイレの表記から LGBTQ にも配慮して、2020 年 3 月より「みんなのトイレ（All Gender Restroom）」の表記を追加した。

#### ○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習のための環境整備として、響流館には地下 1・2 階及び地上 1・2 階に図書館、3 階に総合研究室を接続する形で配置しており、総合研究室では任期制助教が大学院生や学部生の日常の学習指導や卒業研究の指導にあたっている。静謐な環境が保持されている図書館と、学習は元より各種相談が可能な総合研究室は、学生のニーズに応じて使い分けが可能である。また、慶聞館には学生と教員、学生同士が交流を図り、アクティブラーニングを展開できる「マルチスペース」や、輪読会や模擬授業、模擬プレゼンテーションなどに利用できる「サブゼミスペース」、大型モニターやホワイトボードを備え、ミーティングやグループワークなどに利用できる「コモンスペース」を配置している。これらの施設は学生が随時利用できるように整備されている（資料 8-10）。

このほか、慶聞館にはリメディアル教育に主眼を置く「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、留学相談や外国語勉強会の提供などの語学学習支援に当たる「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、高度で応用的な文章作成能力を身につけることができる「文藝塾」を配置している（資料 8-10）。これらの学習支援施設は、授業での紹介や毎年の各種印刷物による周知等を通して学生への認知度を高めている。慶聞館と響流館との間は連結ブリッジを接続しており、教室棟と総合研究室・図書館が有機的にアクセスできるよう学

生の利便性に配慮した動線を確認している。また、地域連携室事務室と地域連携を目的とした共同スペースをターミナル駅である「北大路駅」と北大路通に隣接した響流館 1 階北側に配置し、地域連携をいかした学習支援を図っている。

### 【教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

新任の教員を対象に、大学のネットワークシステムである OUNET の説明会を毎年開催している（資料 8-11）。新入生には、第 1 学年の必修授業である「学びの発見」の授業内で行われる「情報入門」の時間に情報倫理の説明を行った上で、国立情報学研究所の情報倫理学習コンテンツ「倫倫姫」の受講を推奨している（資料 8-12）。なお、コンテンツのすべてで合格条件を満たした学生に対しては、期限を定めて総合テストを実施している。また在学学生へも、継続学習として国立情報学研究所の各種教材を Web で提供している（資料 8-13）。

### 【有効性や適切性の判断】

施設整備については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づきながら、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」に基づいた総合整備計画の推進により着実に実施してきた。情報倫理の確立のための情報倫理教育においても、文部科学省のガイドラインに沿って、対象となる教職員・学生に対して計画的に実施しており、適切であると評価できる。

点検・評価項目③： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1： 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2： 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

### 【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

図書館は、本学が設置する 4 学部及び大学院で行われる教育や研究の多様性を考慮して、シラバス記載の参考図書を整備する等、教育研究に不足のない蔵書構築を行っている。年間の図書関係予算（図書、逐次刊行物、消耗資料費図書、オンライン資料等）として、約 8,000 万円を配分し、学部学科等の選書業務担当教員による選書と図書館委員会での審議を経て収書を行っている。2021 年 4 月 1 日現在、図書 891,291 冊（和漢書 704,258 冊、洋書 187,033 冊）、学術雑誌（電子ジャーナル含む）8,219 種（和 6,016 種、洋 2,203 種）、

各種データベース 7 点、Maruzen eBook Library や LibrariE を含む電子書籍 1,232 点、機関リポジトリ 7,939 件、その他 AV 資料も多数所蔵している（**大学基礎データ表 1**）。図書館以外にも総合研究室、仏教教育センター、人権センター、教職支援センター、及び実習支援センターにも、それぞれの施設の利用者にとって有益となるような図書資料を配置し、利用者の利便を図っている。また、図書館には東アジア全域にわたる古典籍資料等、特徴あるコレクションも所蔵している。

各種収蔵資料は、大学図書館特設 Web サイトによる検索システム「大谷大学図書館情報検索システム」の OPAC による検索が可能である（**資料 8-14【ウェブ】**）。OPAC は学内外のインターネット接続 PC より 24 時間検索が可能であり、Web を介して国立情報学研究所の学術情報コンテンツや他大学・研究機関、国立国会図書館など各種図書館の情報検索システムにもアクセス可能である。また、各種図書館協会に加盟している他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）やオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）等にも参加し、学外諸機関の学術情報にアクセスが可能である。古典籍資料は冊子目録により検索可能であるが、その一部は大学 Web ページ「古典籍データベース（試行版）」にデータを蓄積し公開している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用は図書館内で可能である。

図書館利用環境に際しては、閲覧席数及び開館時間を次のとおり整備している。閲覧席数は 588 席用意し（**大学基礎データ表 1**）、学習及び研究に集中できるように仕切りのある個人ブースや、グループ閲覧室も整備している（**資料 8-15【ウェブ】**）。授業期は平日 9:00～20:30、土曜日 10:00～17:30 開館とし、長期休暇中は短縮開館を実施することで利用しやすい環境を確保している。学生は、「大谷大学図書館情報検索システム」上に各人がポータルサイトを持つことができ学習への利便を図っている。（**資料 8-16【ウェブ】**）

利用者である学生に対しては、図書館利用ガイダンスやガイドツアーをはじめ、図書収蔵のリクエスト制度や学生が選書に参加する選書プロジェクトを実施し、図書に親しむ機会を創出している（**資料 8-17**）。また、図書館長宛の意見・質問箱「館長直々」を設置し、回答を掲示するなど利用者の意見を運営に反映する仕組みを整備している。過去の事例では、利用者からの要望により、図書返却日をメールで連絡する仕組みを追加したり、閲覧室内ロッカー付近に一時的な物置台を設置するなど、利用環境の改善に寄与している。

なお、2021 年度は 2020 年度に引き続いて COVID-19 感染拡大防止対策として、閲覧席の減数、返却本の 24 時間以上隔離などを実施した。

#### 【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

運営スタッフについては、2021 年度の職員スタッフ 15 名（館長は教員兼務のため除外）のうち司書資格を有する者は 8 名である。なお、専任職員 2 名を司書として本学が認定している。この 2 名は漢籍、和古書それぞれの専門司書であり、所蔵資料の研究利用を支援する環境を整えている。

#### 【有効性や適切性の判断】

本学図書館の蔵書の特徴である仏教典籍を基盤に、本学設置専門分野を中心とした蔵書構築を行うとともに、大学図書館特設 Web サイトによる検索システムと個人用ポータルサ

イトの運用など、利便性を着実に向上させている。また、専門スタッフの配置により、大学の理念に沿った特色ある図書館となっており、利用者の要望を取り入れながら適切に運用していると判断できる。

点検・評価項目④ : 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1 : 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

#### 【研究活動を促進させるための条件の整備】

本学が定めた「教育研究等環境の整備に関する方針」の中で、研究活動のための環境整備に対する基本的な方向性を「大学が組織的におこなう研究活動と、教員が個々におこなう研究活動に適した環境の整備に加え、次代の研究者を育てる研究環境を整備・維持する」と明示している(資料 8-1)。本学ではこの方針に基づいて、教員の研究活動への各種支援や個人研究費の支給など、研究環境の整備を行っている。

専任教員及び任期制教員には1人1室の個人研究室を割り当てており、研究活動や学生指導の拠点となっている。また、任期制助教へは総合研究室の中央部に個人デスクを配置し、学生指導と個々の研究に取り組める環境となっている。博士後期課程の学生には、総合研究室内に個人デスクを用意している。さらに教員の教育研究時間確保のために、研究活動に関する書類作成等の手続のシステム化を試行的に開始した。詳細は、点検・評価項目⑥で後述する。

専任教員及び任期制教員個人の研究活動にかかる経費は、研究資料費として措置している(大学基礎データ表 8)。支給額は、全教員対象に研究資料費 A 35 万円、応募による研究資料費 B 20 万円(2021 年度 25 名)である。任期制助教に 48 万円、真宗総合研究所の PD 研究員(任期制)に 30 万円を支給している。この個人研究費は、科学研究費助成事業の支給基準に合わせて運用している。

また、真宗総合研究所では、科学研究費への応募を条件として個人研究及び共同研究に対して研究助成を実施している。

科学研究費の採択を促進するために、各教員が科学研究費申請の準備を開始する時期に、学内の採択経験者による申請書類作成のための研修会「科研費セミナー」を毎年実施している(資料 8-18)。受講は任意であるが、科学研究費を申請する教員にとって有用な機会となっている。また、科学研究費の採択経験のある教員による申請書類の事前チェックを希望者に対して行っている。これらの取組は、近年の科学研究費補助金の採択率上昇に寄与している(資料 8-19)。

専任教員の国内外機関における調査研究支援のため「在外研究員助成」制度を設けている（資料 8-20）。また、学術研究の成果として、その価値が認められる刊行物の出版に対して「学術刊行物出版助成」を行っている（資料 8-21）。

本学における教育研究の質的向上及び学生の学習研究能力の向上に資することを目的として、学部生・大学院生を登用するアシスタント制度を設けている。ティーチング・アシスタント（大学院生）、スチューデント・アシスタント（学部生）のほか、情報教育アシスタント、ライブラリー・アシスタント、語学学習支援室アシスタント等、多様なピア・サポート学生（ラーニング・アシスタント）を配し、学生の日常的な学習活動に対して十分な支援を提供している。また、真宗総合研究所において実施する研究事業の補助的業務に携わる嘱託研究員制度（リサーチ・アシスタント／本学大学院博士後期課程学生）を運用している。

なお、2021 年度は 2020 年度に引き続き、COVID-19 感染拡大防止策の一環として入構制限を実施した。2020 年度当初より学外者を招聘しての研究活動の自粛を要請したが、その後、入構制限の一部緩和に応じて学内及び学外研究者を対象とした研究活動の取扱い（資料 8-22、資料 8-23）を、学内者へは学内ポータルサイトの掲示板において、学外者へは個別連絡により周知した。2020 年度後半から 2021 年度は、オンライン形式による大規模な学外学会の開催やオンライン形式と対面形式併用の研究会開催など工夫を重ね、安全に配慮した研究活動を推進した（資料 8-24【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の評価】

専任教員や任期制教員、真宗総合研究所の嘱託研究員の研究活動と大学院生・学部生の各種アシスタント制度、リサーチ・アシスタントの制度を整備しており、多様な立場で研究活動が可能となっている。また、専任教員及び任期制教員の研究費については科学研究費の運用方法に準拠しており、有効に運用できていると判断している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

### 【研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組】

研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止に関する取組は、文部科学省決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、2017 年度から「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」をはじめとする関連規程をもとに運用してきた。しかし、当該ガイドラインに適切に準拠した規程の再整備が必要と判断し、2020 年度並びに 2021 年度に全面的な規程改正を行い、2021 年度より施行している（資料 8-25【ウェブ】）。

研究倫理及びコンプライアンス教育に関しては、公的研究費を管理する研究機関の義務となっていることから、教員及び大学院博士後期課程の学生に対し、2017年度から e-learning 講座である日本学術振興会作成「eL CoRE」の受講を義務付けてきた。2021年度は e-learning 教材を、人文・社会系研究者用プログラムを有する一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングプログラム「eAPRIN」に変更して受講を義務付け、受講率は 100%であった。また、学生（学部生・大学院修士課程・大学院博士後期課程）に対しては、研究倫理啓発用文書「レポート等における「盗用」等の「研究不正」について」を配付し、ゼミ等において指導教員より説明を行っている（資料 8-26）。2021年度も、同様に教員及び学生に対する研究倫理及びコンプライアンス教育を徹底している。2021年度は 4 半期に 1 度、学内グループウェア、教授会報告等にて研究不正事案等を紹介する取組を新たに始め、更なる公正な研究活動の推進に努めている。

教員の研究活動における研究倫理審査については、個人情報を含むアンケート調査を必要とする研究計画などについて、研究倫理教育・審査委員会を定期的で開催して審査を行っている。研究倫理教育・審査委員会における審査での指摘事項は該当する研究者に伝え、研究方法の改善を行っている。また、研究費不正防止委員会は、研究費の不正防止計画の策定及び点検を行っており、適正な研究費の管理運用体制の改善にも寄与している。さらに、公的研究費の不正防止への取組や管理体制は「公正な研究活動推進についての取り組み」として大学 Web サイト上で公表し、学内外からの相談窓口と研究不正告発のための第三者の窓口を設け、研究不正が発生した場合における対応等に関し必要な事項を定め、適正な研究活動が推進できる体制を整備している（資料 8-25【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の判断】

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、文部科学省によるガイドラインに準拠して体系的に整備し、大学 Web サイトにて公開している。規程に基づいた委員会等では、必要な案件について審議する体制を整え、研究倫理及びコンプライアンス教育を実施し、啓蒙活動を推進するなど、研究者の研究倫理に対する意識の向上にも有効であると判断できる。

点検・評価項目⑥ : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教育研究等の環境整備については、教育研究支援委員会、研究倫理教育・審査委員会、図書館委員会、博物館委員会等の学内委員会で、現状把握と改善提案、結果報告など点検・評価を行っている。問題や課題が生じた場合には、内部質保証推進責任組織かつ大学運営責任組織である大学運営会議に報告している。その後、大学運営会議において改善が必要

な事項を審議し、関係する各組織で改善に取り組んでいる。2018 年度から内部質保証推進責任組織を中心とした全学的な点検・評価が行われるようになり、問題が生じるごとの点検・改善ではなく、点検・評価の指標（利用者数、スタッフからの聞き取り、学生からの要望等）を活用しながら、点検・評価を毎年実施している。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

具体的な改善・向上に向けた取組として、2020 年度から研究資料費 B の申請書式を簡便に変更した（資料 8-27）。2019 年度までは当該年度から 3 年間の研究計画を記入する書式であったが、2020 年度書式から当該年度のみ研究計画を詳細に記入するよう変更し、当該年度終了後に研究活動の点検を促すべく「確認書」の提出を求めることとした。さらに、その「確認書」の提出を次年度研究資料費 B 申請の与件とし、研究成果の可視化及び研究活動のサイクル化を図っている。

また近年、研究活動に関する書類作成等の業務が教員の研究時間を圧迫する傾向にあることが課題であり、内部質保証推進責任組織である大学運営会議から 2020 年度末に指摘を受けた（資料 2-19-2）。そこで書類作成等の手続をシステム化し、教員が本来の教育研究時間を確保できるよう、2021 年度に科学研究費管理システム「Dr.Budget」を導入し試行的に運用を開始した（資料 8-28）。また 2022 年度以降、研究資料費執行申請にも拡張できないか模索している。

さらに、総合研究室では大学院生の減少やグループワークを必要とする学問分野の増加などにより、グループワークスタジオを設置（2014 年 4 月）するなどの改善を図ってきた。

#### 【有効性や適切性の判断】

点検・評価を毎年実施し、その結果や内部質保証推進責任組織である大学運営会議からの指摘をもとに改善・向上に向けての取組を着実に進めている。第 2 次中長期プラン「グランドビジョン（2022～2031）」では、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を予定しており、現在の内部質保証システムのもとで更なる改善・向上が期待できる。

ただし、新たに導入した施設・設備やシステムについては、有効性を検証する体制を整備しつつ今後の運用を進めていく必要がある。

### （2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

2018 年 4 月より新教室棟「慶聞館」が稼働しており、アクティブラーニングに適した多機能の教室が整備されていることと、学生の自主的な学習のための施設・設備の整備が図られていることは特色として挙げられる。従来の施設である響流館の図書館・総合研究室では、静謐な読書環境を提供する図書館と学習相談やグループ学習も視野に入れた総合研究室との連携が図られていたが、これに加えて慶聞館に各種学習支援施設（「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、「文藝塾」）を移設・

集約し、慶聞館と響流館を連結ブリッジで接続したことにより、より学生の学習活動への利便性が高まった。また、地域連携事業を行う地域連携室や、全学的な宗教教育の拠点となる仏教教育センターといった各種施設の稼働によって多様な関心を持つ学生の学習支援施設への動線が改善され、学生にとってより多様な学内拠点が選択可能となった。

### （３）問題点 （改善すべき事項）

点検・評価項目⑥で既述のとおり、新たに導入した施設・設備やシステムについては、有効性を検証する体制を整備する必要がある。また、図書館及び総合研究室と学習支援施設としての学習支援室、語学学習支援室、文藝塾、地域連携室、仏教教育センター等については、その連携と機能分化が課題となっている。特に、総合研究室に常駐する任期制助教制度は、本学が文学部単科大学であった時代に整備されており、その後、複数学部化したこともあって各学部のニーズと齟齬を来すなど現体制との不整合が発生している可能性について内部質保証推進責任組織である大学運営会議から指摘を受けている。この点については総合研究室主任を中心とした総合研究室運営委員会で意見を聴取し、各学習支援施設関係者とも調整の上、大学運営会議において継続的に改善に向けた協議を行う必要がある。

なお、教育研究環境の適切性の点検・評価については、2021年度以前の実績を踏まえて、教育研究支援委員会のワーキンググループにて実施し、改善・向上への施策をまとめた上で、委員会へ報告し審議する予定である。

### （４）全体のまとめ

本学の教育研究等環境の整備については、本学の教育理念に基づいて策定した第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」のもと、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を行ってきた。教育環境においては、アクティブラーニングに対応した教室、施設・設備や、地域との連携を推進する地域連携室の設置など、社会環境・教育環境の変化に対応して拡充してきたものもあり、仏教教育センターのように本学の教育理念の根幹を表現する機関も整備している。また、研究環境については、真宗総合研究所を中心として、科学研究費等の外部資金の獲得のサポートを行うなど支援体制の整備に努めている。また研究倫理教育や研究倫理に関する規程整備については、適切に対応している。

以上のように、本学の理念を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示して共有し、それに基づいた施設・設備の整備等を行っている。2018年度以降は内部質保証システムにより、定期的にその取組を点検・評価し、改善を行っている。

全体のまとめとして、本学の教育研究環境等の整備については、仏教の理念を基盤とする大学として、特色ある環境が実現できていると判断している。